

☆障がいのある児童生徒などへの配慮 ～図画工作編・美術編～



小学校学習指導要領解説図画工作編・中学校学習指導要領解説美術編に掲載されている内容をまとめました。

【小学校 図画工作の配慮】

1 変化を見分けたり、微妙な違いを感じ取ったりすることが難しい場合

【10の視点*¹】から予想される困難さ(例) ①見えにくさ

＜そのための指導の工夫の意図、手立て＞

造形的な特徴を理解し、技能を習得するように、児童の経験や実態を考慮して、特徴が分かりやすいものを例示したり、多様な材料や用具を用意したり、種類や数を絞ったりするなどの配慮をする。



2 形や色などの特徴を捉えることや、自分のイメージをもつことが難しい場合

【10の視点*¹】から予想される困難さ

(例) ①見えにくさ *形や様子を抽象的に捉えることが苦手

＜そのための指導の工夫の意図、手立て＞

形や色などに気付くことや自分のイメージをもつことのきっかけを得られるように、自分や友人の感じたことや考えたことを言葉にする場を設定するなどの配慮をする。



【中学校 美術の配慮例】

1 形や色彩などの変化を見分けたり、

微妙な変化を感じ取ったりすることが難しい場合

【10の視点*¹】から予想される困難さ(例) ①見えにくさ

＜そのための指導の工夫の意図、手立て＞

生徒の実態やこれまでの経験に応じて、造形の要素の特徴や働きがわかりやすいものを例示することや、一人一人が自分に合ったものが選べるように、多様な材料や用具を用意したり種類や数を絞ったり、造形の要素の特徴や働きがわかりやすいものを例示したりするなどの配慮をする。

2 造形的な特徴などからイメージを捉えることが難しい場合

【10の視点*¹】から予想される困難さ

(例) ①見えにくさ *形や様子を抽象的に捉えることが苦手

＜そのための指導の工夫の意図、手立て＞

形や色などに対する気付きや豊かなイメージにつながるように、自分や他の人の感じたことや考えたことを言葉にする場を設定するなどが考えられる。



*1:小学校学習指導要領解説及び中学校学習指導要領解説の各教科等の内容に示されている学習活動を行う場合に生じる困難さ(①見えにくさ②聞こえにくさ③道具の操作の困難さ④移動上の制約⑤健康面や安全面での制約⑥発音のしにくさ⑦心理的な不安定⑧人間関係形成の困難さ⑨読み書きや計算等の困難さ⑩注意の集中を持続することが苦手)を整理して、当センターでは、【10の視点】として位置付けています。